

婦人関係資料シリーズ

一般資料 No. 29

婦人週間用資料

「社会人としての婦人」に関する資料

労働省婦人少年局

は し か き

。社会人としての婦人の実力の涵養を目標として、第7回婦人週刊を実施するにあたり、現任婦人は社会人として、どのような意識をもち、どのような活動をしているかを、既存の資料にもとずいてまとめたものです。

なお、現在実施中の「社会人としての婦人の意識についての世論調査」の結果を、近く発表できる予定ですので、あわせて参考にしていただきたいと思います。

1955年3月

労働省婦人少年局

目次

は し が き

1 家族関係において	4 頁
2 地域社会において	6 頁
3 職場において	3 頁
4 一般市民として	21 頁

「社会人としての婦人」に関する資料

1. 家族関係において

社会の最も小さい集団としての家庭では、まだ封建的な家族関係が残っている場合が多くみられます。

特に婦人は結婚すれば、夫の家の家風や慣習に従わなければならないと考えている者が多く、男ノ表にみるように、男は28%、女は38%で、従った方がよいと考えている者をこれに加えると、それぞれ65%、74%となり、家風や慣習に従うという意識の者が圧倒的に多くなっています。

また、封建性の殊に強いといわれている農村では、家計の管理や仕事配分は、ほとんど男子、わけでも世帯主にまかされており、男ノ表に示すように、家計の管理をまかされている女子は8%、仕事の配分に権限をもつ女子は6%にすぎず、男子と女子で相談してきめるといふ世帯は、それぞれ1%しかありません。また、村の集会やその他のつきあひに出る者もほとんど男子で、このように農村の家庭では、重要な問題について女子が権限をもったり、相談をうけたりすることは極めて少ないことを示しており、その地位の低さを物語っているといえましょう。

男ノ表 女は結婚したら夫の家の家風や慣習に従うべきか

	男	女
従うべきである	28%	38%
従った方がよい	37%	36%
事による	29%	24%
従わなくてよい	5%	1%
わからない	1%	1%

労働婦人少年局「封建性についての調査」

第2表 農村における家族の指導者又は代表者

	調査戸数	%	男 子	う ち 世帯主	女 子	男 + 女
家計の整理	472	100	91	84	4	1
仕事分配	472	100	93	86	6	1
村の集金	472	100	96	81	4	0
その他のつ きあい	472	100	92	80	7	1

労働省婦人少年局
「農村婦人の生活」

しかし結婚については、本人の意思を重くみるべきだという考え方が盛んになってきており、男子表にみるように、在米の村の習慣では親がさめる場合が40%で、親子で相談するもの、本人の自由で決めるものは、それぞれ23%、21%であるのに対して、「結婚の相手は本人が自由にえらぶのと親がさめるのとどちらがよいと思えますか」という質問に対しては、男子表にあらわれているように、親がさめるのがよいという意見が半数以上で52%をしめてはいますが、親子で相談するのがよいというものと、本人の自由にするのがよいというものが、それぞれ23%、21%で、在米の習慣にあたりなないものが相当にいたることを示しています。

第3表 村の結婚の仕方

	%
本人の自由	4
親子で相談	8
親がさめる	40
わからない	8

労働省婦人少年局

「農村婦人の生活」

男子表 農村婦人の結婚に
ついての考え方

	%
本人が自由にさめる	21
親子で相談してさめる	23
親がさめる	52
わからない	4

労働省婦人少年局

「農村婦人の生活」

同じ結婚問題で、自分が結婚したいと思う相手が親の意に入らなかつた時の考え方を全国が男女についてみますと、男子表のように総数では、親の言葉に従うものより、自分の思う通りにするというものの方が3%多く、41%を示しています。これを男女別にみますと、男子では親の言葉に従うものより、自分の思う通りにするというものの方が19%多いのですが、女子は逆に親の言葉に従うというものの方が4%多くなっています。しかし市部の女子の場合は自分の思う通りにするというものが最も多く43%で、自分の確立という点で、郡部の女子より進んだものの多いことがわかります。

第4表 結婚したいと思う相手が親の意に入らなかつた
時の考え方

		総 数		市 部		郡 部	
総 数	実 数	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
	%	1131	1677	434	660	697	1017
		100%	100%	100%	100%	100%	100%
親の言葉に従う		30	44	22	33	36	51
自分の思う通りにする		49	36	54	43	46	31
そ の 他		15	10	18	14	12	8
わからない		6	10	6	10	6	10

労働省婦人少年局 「封鎖性についての調査」

以上にみるように、社会集団の一つである家族集団のなかでは——殊に農村の家裏では——まだ家族員が対等な立場で共同社会を構成するという近代家族の生活は樹立していません。とくに、婦人の地位はまだ低く、社会人としての基礎的な要素である個人の確立という点にも多くの問題がありますが、社会の進歩とともに、婦人の意識も変化してきているといえましょう。

2 地域社会において

家庭に次いで婦人が接する面として、近隣とのつきあいや、婦人団体などの会費としての立場や、地方自治体とのつながりなどがあります。

婦人団体は、住居の所在地、世帯主または、本人の職業、未婚人であることなど、何らかの基本的生活条件を共通にする者によって組織されている団体（地域婦人団体、援協婦人部、労働関係主婦会、未婚人団体など）と、基本的生活条件には関係なく特定の共通した目的のもとにあつまるいわゆる文化団体（日本婦人権者同盟、全国女の会、日本大学婦人協会、主婦連合会など）とに大別されます。

第6表に示すように、全国の町村単位の地域婦人団体数は2016、会費数は6785827名となっており、数の上から重要な意義をもっています。そしてこの組織は大部分が郡、府県といった大きい組織に加盟しており、さらに約半数の23都府県は、全国地域婦人団体連盟に加盟しています。

第6表 婦人団体数と会費数（1954年）

団 体 名	団 体 数	会 員 数
地 域 婦 人 団 体	17016	6785827
援 協 婦 人 団 体	6866	2220842
労 組 関 係 主 婦 会	393	134004
未 婚 人 団 体	2121	786643

労働婦人少年局調

農村にひろく組織をもつ農業協同組合の婦人部は全国で、6866組織され、会員は2220842名で、地域婦人団体に次ぐ数を示しています。

第7表 労働組合関係主婦会の単位団体数及び会費数

都 道 府 県	単位団体数	会 員 数	備 考
総 数	393	134,004	
北海道	93	44,000	国鉄(国鉄家族組合)と炭婦協(炭鉱主婦協議会)
岩 手 県	4	不明	
宮 城 県	4	300	国鉄のみ
秋 田 県	8	6,000	
山 形 県	1	600	国鉄のみ
栃 木 県	13	1,800	足尾銅山のもの
埼 玉 県	1	80	国鉄のみ
神 奈 川 県	1	450	
石 川 県	1	20	
福 井 県	2	412	
長 野 県	2	165	国鉄のみ
静 岡 県	11	1,009	久根山と国鉄
愛 知 県	4	350	国鉄のみ
兵 庫 県	不明	不明	
岡 崎 県	15	400	国鉄のみ
大 阪 府	15	1,087	国鉄のみ
山 口 県	14	13,000	
香 川 県	3	120	
愛 媛 県	3	150	国鉄のみ
福 岡 県	111	33,370	炭婦協、日鉄(日鉄主婦会)、国鉄
佐 賀 県	9	6,034	炭婦協
長 崎 県	60	17,000	
熊 本 県	4	1,000	炭婦協
鹿児島県	14	657	国鉄のみ

労働婦人少年局調

(注) この表にのっていない都府県は単位団体未組織のものである。

また、国鉄の労働組合や、炭鉱などの鉱山関係の労働組合の外郭団体として、家族組合や主婦会が各地にできていて、そのような単位団体は全国で333、会員は134,000名となっていますが、これらは親組合に付属していますので、他の地域で労働者家族全體會をも組織した独立の県単位や全国的な連合体はつくっていません。

市町村単位の未亡人団体は全国で212ノあり、746,643名が会員があります。

このほか、全国的な組織をもつものとして、全国友の会、YWCA（日本キリスト教女子青年会）、日本キリスト教婦人矯風会、日本大学婦人協会、日本婦人平和協会、日本婦人有権者同盟、婦人民主クラブなどがあり、さらに婦人団体ではありませんが、婦人の参加する団体として、生活協同組合（地域、地域）が各都道府県に、1615組合認可されています。

なおこのほか、労働組合婦人部、政党婦人部、職業団体（日本看護協会、日本美容師連合会など）、女子青年団などを含めると、要加入者があることを考えても、日本の婦人の組織加入率はかなり高いといえます。

これらの団体は、戦後の社会状況の変化に即応して種々困難な道をたどりましたが、それぞれ民主的な団体運営方法を等しく、あるいは経済問題に、あるいは政治啓蒙に、または風紀問題にとりくんで、よりよい社会をつくるための活動を展開しています。

このような婦人団体に対して、婦人はどういう関心をもっているかをみると、東京都区内の婦人の57%が地域婦人団体の必要性を認めています（市民意識についての調査結果）、その必要性であると思う理由は第9表に示す通りです。

すなわち総計では、相互扶助のため、社会に役立つためという理由をあわせると24%で、自分自身のために必要というものと同等ですが、婦人会加入者の意見をみると、相互扶助のため、社会に役立つためという理由をあわせると40%になり、自分自身のために必要というものより、24%も上回っています。

第9表 婦人会が必要であると思う理由

	%
自分自身のため	16
相互扶助のため	8
社会に役立つため	37
その他の他	18
理由は分らない	3

労働者少年局

「市民意識についての調査」

同じ調査で婦人会参加の意欲をみると、現在入会しているもので就けて入っていたいものと、これから入りたいたいものとをあわせると43%、脱退したくないものと入会したくないものとをあわせると49%になっていますが、さらにこれを、婦人会が必要であると思う理由と、婦人会参加意欲との相関関係によってみると、第9表のように、社会的な立場からみるものの方が、婦人会参加の意欲が強いことがわかります。

第9表 婦人会参加に対する意欲と必要である理由

	計	入っていたい 入りたいたい	やめた 入りたくない	わからない
総計	100	43	49	8
自分自身のため	100	62	35	3
社会的立場から	100	73	24	3
その他	100	67	28	5
わからない	100	7	83	10
どちらでもよい	100	17	69	14

労働者婦人少年局 「婦人の市民意識についての調査」

また、入会したくない理由としては、第10表に示すように、家庭や勤めの事情でという自分の意志以外のものが過半数で、61%もあって、家人やまわりのものの理解力が、婦人会への参加に刺激することを物語っており、このことは、前項の誤放関係につながる問題でもあります。

第10表 婦人会に入会したくない(やめたい)理由

項	目	実数
総数	100	
家庭(つとめ)の事情	61	
身体上の故障から(先年だかからも含む)	6	
婦人会は彼に立たないから	6	
自分の性質として婦人会にかかわりたくないから	11	
自分は婦人会に無関心だから	12	
その他	4	

芳樹省婦人少年局

「婦人の市民意識についての調査」

第11表 農村婦人の婦人団体に対する関心

項	目	実数
総数	476	
婦人団体はよいと思う	212	
よいと思う(ためになる)	71	
講習会、講演会、座談会をのぞむ	71	
生活改善指導をのぞむ	4	
その他の文化活動もろぞむ	7	
会合の運び方を改善したい	15	
世の中のことを見聞し、村人とのつながりをつよめるのぞむ	27	
活動をもっと盛んにしたい	7	
その他	31	
よくないと思う	24	
忙しくて活動できない	11	
団体の必要をあまり感ぜない	7	
その他	11	
その他の意見	7	
無回答	224	

芳樹省婦人少年局「農村婦人の生活」

農村婦人の婦人団体に対する関心を第11表で見ますと、婦人団体はよいと思っているものが約半数、答えないものが半数で、極く

わがものかよくないと答えています。よいと考えているもののうち、漠然とためになると思っているものは約三分の一で、講演会や講習会の開催、文化活動、生活改善の指導などを希望する積極的な意見が多くみられるのは、かなりばつぱりした自覚をもった考え方といえるでしょう。

また、婦人団体活動のほかに、農村での近隣とのつながりを示す農業の協同化については、第12表のように、過半数の52%が反対しています。地理的条件など、協同化を不可能にする客観的要因もあるとはいえ、協同の力で自分の生活も高め、相互に助け合おうという意欲は、まだ弱いといえましょう。

第12表 農業の協同化についての意見

項	目	実数
総数	489	
賛成	166	
小計	75	
協同ですれば能率が上がる(仕事からく、手が省ける)	21	
隣村、麦打、漁具購入など仕事によっては協同がよい	5	
数軒の協同なら(隣同士の、気の合う者)	55	
その他の肯定的意見(協同化はよい)	253	
反対	49	
協同でも能率は上がらない	45	
協同では態を出さず、なまけるようになる	39	
第2の意見(協同)がなくて調和がとれない	23	
作物の種類や、労働時間が自由にならない	19	
家によって持ち手の数や先着が互々で不公平	11	
個人の方が気楽でよい	8	
経営規模が不同だから協同はむり	6	
晴雨のちがいや、時期のずれにより、収穫が不公平	6	
山間で耕地が分散しているからため	47	
その他の否定的意見(協同はだめ)	70	
無回答		

芳樹省婦人少年局「農村婦人の生活」

一方、労働者の主婦たちは、夫を通して職場の労働組合のあり方をよく知っているためか、労働組合はあった方がよいと考えているものが72%もあり、家族組合や主婦会があった方がよいと考えている者が72%あります。その理由としては第13表に示すように、お互いに助け合えるからというのが50%で最も多く、仲よくなれるから、夫の労働組合に協力できるからという理由がつづき、家族組合や主婦会を通して、相互のつながりを廣くしていこうという意識を、はっきりもっているといえるようです。

第13表 家族組合や主婦会があった方がよいという理由 (%)

お互いに助け合える	50
みんなと仲よくなれる	22
主人の労組に協力できる	12
会社と話し合うのに好都合	10
その他	1
記入なし	5

労働者婦人少年局

「労働者の主婦の意見調査」

3. 職場において

近來、職場に進出している婦人の数は非常に多くなり、第14表にみるように、1953年平均では、雇用者のなりの27.6%を占めてその活動は、社会的にも認められてきております。

第14表 産業及び男女別雇用者数 (1953年平均)

産業	男	女	男女計に対する割合(%)
労働者	23,480	16,220	40.9
農・林・業	10,720	4,080	27.6
漁業および水産養殖業	390	190	32.8
鉱業	220	*	4.4
建設業	530	60	10.2
製造業	980	170	14.8
卸売および小売、ならびに食料、保険、不動産業	3,360	1,510	31.1
運輸通信およびその他の公益事業	1,520	770	33.5
サービス業	1,600	210	11.1
公務	1,170	950	44.4
その他の産業が不詳	950	190	16.7
	*	0	*

総理府統計局「労働力調査」 註：(1)産業分類は日本標準産業分類による。(2)*印は誤差率が大である。

第15表 職業別男女就業者数 (単位：人)

職業	男	女
総数	21,811	13,763
専門的技術的職業	1,129	505
管理的職業	683	26
事務従事者	2,140	896
販売従事者	1,844	1,139
農・林・漁・業、獣医師、医師及び類似従事者	8,658	8,382
採鉱、採石の職業	370	34
運輸的職業	435	5
特殊技能工、生産工程従事者、単独労働者	5,932	1,906
サービス業	589	801
分類不能及び不詳	34	30

昭和25年国勢調査 10%抽出結果による。

しかしオノ表に示すように、女子は専門的技術的職業や、管理的職業に就いているものが少く、前者では男子の約45%、後者では男子の4%にも満たない数です。その上に女子は、勤続年数の短かいこと、平均年令が低いこと、などの理由のために、一般に給与は低く、オノ表でわかる通り、全産業の年間平均では、男子の約44%です。

オノ表 産業別及び男女別平均月間現金給与総額 (1953年平均)

産 業	男	女
全 産 業	18,560	8,617
鉱 業	18,145	8,290
製造 業	19,149	7,572
食 料 品 製 造 業	18,635	7,010
紡 織 業	16,324	6,893
衣服及び身廻品製造業	13,960	5,371
化 学 工 業	17,229	8,899
ゴム製品製造業	18,374	7,818
ガラス及び土石製品製造業	15,109	7,091
非一次金属製造業	21,887	10,939
機 械 製 造 業	17,030	8,218
電気機械器具製造業	20,772	8,678
卸売及び小売業	21,744	9,939
金 融 及 び 保 険 業	28,620	12,073
運輸通信及びその他の公益事業	19,264	11,573
建 設 業	12,774	6,708

労働省労働統計調査部「毎月勤労統計調査全国調査」

製造業の中心職種は比較的女子が多く就業していると思われるもののみを掲げた。

婦人幹部職員を有する事業場数をオノ表と見ますと、約4000事業場（労働基準法適用事業場のうち、女子を50人以上雇用する事業場）のうち、該当事業場数は130ノで、比較的多いのは紡織業と衣服及び身廻品製造業、医療及び保健業などです。また、婦人幹部職員数はオノ表に示すように672人で、その内訳はオノ表の場合と同様、紡織業と衣服及び身廻品製造業、医療及び保健業、卸売及び小売業などに多くなっています。

オノ表 婦人幹部職員を有する事業場数 (1952年6月現在)

産 業	調査事業場数	該当事業場数
総 数	3,974	301
鉱 業	231	8
造 業		
食 料 品 製 造 業	145	6
煙 草 製 造 業	33	2
紡 織 業	1,537	118
衣服及び身廻品製造業		
木 製 品	16	0
紙及び類似品製造業	55	5
印刷及び類似品製造業	61	6
化 学 工 業	268	27
ゴム製品製造業	136	4
皮革及び皮革製品製造業	8	0
ガラス及び土石製品製造業	95	3
非一次金属製造業	117	2
金 属 製 品 製 造 業		
機 械 製 造 業	135	3
電気機械器具製造業	142	3
輸送用機械器具	63	1
専 門 機 械	27	0
その他の製造業	55	3
卸 売 及 び 小 売 業	170	21
金 融 業 及 び 保 険 業	143	7
運輸通信及びその他の公益事業	195	12
建 設 業	56	0
サ ー ビ ス 業		
旅館及び下宿業及びその他の宿所	18	2
対 個 人 サ ー ビ ス	2	0
映 画 業	9	3
その他の娯楽業	9	0
医 療 及 び 保 健 業	200	64
映画以外の娯楽業	36	0
非 営 利	12	0

労働省婦人少年局「幹部職員の地位にある婦人」

第18表 婦人幹部職員を有する事業場の労働者数及び幹部職員数

産 業	業 種	労働者数				幹部職員数				性別			
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総計		29,163	12,261	2,815	2,878	93	93	1,899	1,899	1,899	1,899	8	8
製造業		31,034	13,893	403	975	78.5	78.5	106	106	87	87	17	17
食料製造		793	460	333	460	58.0	58.0	27	27	26	26	3	3
繊維製造		7,193	3,200	172	547	76.1	76.1	325	325	207	207	184	184
衣服製造		2,863	1,086	877	1,086	11.0	11.0	516	516	509	509	7	7
紙及び類似品製造		7,056	2,885	628	771	10.0	10.0	869	869	861	861	18	18
印刷及び類似品製造		2,155	1,898	281	1,898	40.2	40.2	246	246	247	247	41	41
化学工業		2,473	807	600	1,666	67.4	67.4	79	79	74	74	5	5
ゴム製品製造		1,034	600	334	434	42.0	42.0	58	58	54	54	4	4
ガラス及び土石製品製造		36,708	3,393	3,315	9.0	9.0	9.0	551	551	545	545	6	6
金属製品製造		4,271	3,823	468	10.9	10.9	10.9	414	414	410	410	4	4
金属製品製造		863	615	248	28.7	28.7	28.7	110	110	106	106	4	4
電気機械器具製造		363	252	111	30.6	30.6	30.6	91	91	88	88	3	3
輸送用機械器具製造		482	214	268	55.6	55.6	55.6	32	32	27	27	5	5
その他の製造		18,721	8,085	10,636	56.9	56.9	56.9	259	259	245	245	139	139
金属製品製造		9,469	5,711	3,758	39.8	39.8	39.8	134	134	132	132	17	17
金属製品製造		32,805	2,825	4,551	13.9	13.9	13.9	300	300	298	298	18	18
金属製品製造		372	188	184	49.5	49.5	49.5	46	46	35	35	11	11
金属製品製造		2,512	1,820	692	27.6	27.6	27.6	369	369	364	364	5	5
金属製品製造		12,220	4,525	7,795	63.3	63.3	63.3	1349	1349	1,176	1,176	173	173

※労働者数、幹部職員数は、労働者及び幹部職員に属する者

このように幹部職員に地位にある婦人の数が少ない理由としては、教育や技術習得の機会に恵まれないこと、結婚した女子は勤めを続けにくい職場が多いこと、なども考えられますが、婦人自身の考え方には問題があり、オ/A表にみるように、職業婦人としての生活は結婚するまでとか、生活が楽になるまで、あるいは子供ができるまでとか考えているものが、それぞれ35.9%、11.4%、10.7%となつてゐることも、職業に対する意欲の低さを考えるべきことでしょう。

第19表 職業婦人としての生活をいつまで続けたいと思うの？

	%
結 婚 ま で	35.9
できるだけ長く	21.7
生活が楽になるまで	11.4
なるべく早くやめたい	11.3
子供ができるまで	10.7
その他	4.1
わからない	5.5

労働省婦人少年局「女婦人は何を考えているか」

図表産業では、組合員の7割が婦人です。また数の上では、繊維業と教育に婦人組合員の約4割が集中しています。

職場をつなぐ組織としての労働組合は、婦人の力は成長し、組合員の増加にめざましいものがあります。オ/B表のように1953年6月現在、女子組合員は136万人をいぞえ、全組合員の23%を占めていて、殊に繊維業や衣服製造

第20表

産業及び男女別労働者組合員数及び役員数

(1953年6月末現在)

	組合員数		役員数		数	B)	A)の割合	
	男	女	男	女			男	女
総数	4484713	1357965	236857	17477	17477		5.28	1.29
農業林業及狩猟業	59260	7100	5327	105	105		8.99	1.48
漁業及び水産養殖業	32852	1043	1295	6	6		3.94	0.58
鉱業	425977	39415	11952	208	208		2.81	0.53
建設業	209538	58325	14428	1032	1032		6.89	1.77
製造業	1808754	563706	71205	7180	7180		5.44	1.27
繊維	108750	287584	9178	3782	3782		8.44	1.32
紙及び類似品製造業	52286	10620	2383	212	212		4.53	2.00
印刷及び出版業	61210	14558	3821	216	216		6.24	1.48
化学工業	186576	52813	7696	482	482		4.12	0.91
石油及び石炭製品製造業	10497	1407	497	15	15		4.73	1.07
ゴム製品製造業	22496	21792	1535	233	233		6.82	1.07
木材製品製造業	196561	16189	5306	79	79		2.70	0.49
金属製品製造業	40400	6836	3534	118	118		8.75	1.73
機械製造業	140822	15295	9276	160	160		6.59	0.92
電気機械器具製造業	106115	34917	4157	251	251		3.92	0.72
輸送機器製造業	198949	15566	4447	66	66		2.34	0.42
その他の製造業	191092	86129	19275	1586	1586		10.09	1.84
卸売及び小売業	94410	47741	8941	581	581		9.46	1.22

金融保険及び不動産業	166497	98669	8587	690	690	51.57	0.70
運輸通信及びその他の公益事業	1234998	159084	58999	1926	1926	4.53	1.21
陸路運輸業	616667	45158	21396	395	395	3.46	0.87
水運業	95432	2896	1201	34	34	1.26	1.17
運輸に附帯するサービス業	16043	8560	7226	198	198	6.66	2.31
通信業	237730	86917	15752	1184	1184	6.63	1.36
電気及び動力供給業	139597	12019	8335	75	75	5.97	0.62
その他の業	29529	3534	1649	40	40	5.58	1.13
サービス業	586750	289260	37152	4700	4700	6.33	1.62
娯楽業	8485	4085	484	66	66	5.70	1.62
娯楽業	1671	1358	202	55	55	12.09	4.05
教育業	389479	219527	25810	2400	2400	6.63	1.09
保健業	106214	10708	1808	18	18	1.70	0.17
その他の業	80901	53555	8848	2161	2161	10.94	4.04
公営の産業	363953	92916	21917	1046	1046	6.02	1.13
公営の産業	611	128	54	3	3	8.84	2.34

昭和労働統計調査部「労働組合基本調査」

註、役員とは委員長、副委員長、書記長、会計監事の四役及び組合執行機関の構成員をいう。

しかし、婦人の實力を代表する組合役員への選出状況は次の表にみるように正副委員長、書記長、会計監査および組合執行幹事の構成員をあわせて、ノブヒウツ人で、女子組合員1,000人について13人の割合に所うていて、男子の43人とは比較しますと、女子組合員の多い割には役員に選ばれているものが少いことを示しています。

全国主要労働組合婦人部、または青婦対策部が、特に婦人の問題としてとりあげて主張するのは、男女の均等待遇については、男女の社会均等を確立する、男女賃金差の縮小、職業教育の機会均等、標準制の男女差撤廃など、労働条件については、女子のバス車掌の深夜勤務時間延長対策、肉店後の時間外労働対策など、また母性保護については、育児施設その他の母体保護施設の要求、生理休暇の検討などですが、労働組合についての女子組合員の意識は一般に低く、文化活動の一節である生花やお茶など、個人的な趣味にのみ熱心で、組合の活動は専従者や幹部に任せきりで、理論は理解していても、活動に参加する実行性が乏しい傾向がみられるということが、婦人少年局で行った単組婦人代表者層との懇談会の席上で語られました。全国都道府県婦人少年室単位に行ったこの懇談会で収録した婦人の声からその原因をみますと、婦人の転換率が低いこと、レクリエーションの伴わない会合や、終業後の会合には出席しづらいために組合の状況がわからないこと、労働組合に関心をもちと左遷されたり解雇されたりすること、転勤と組合活動の上にさらに家事の負担も加わるのでは、婦人にとって重荷すぎることなどがあげられます。また、婦人は、会合での発言が少いといわれますが、このことについても右の懇談会での発表から、意見があつても言葉にまとまらないから、発言する勇気があつたり、再質問をうけた場合に困るからというように、自覚の低さのためであることばうかがえます。

以上にみるように、取場における婦人の地位を高めるためには、自己の確立、その上での相互の協力体制の強化など、多くの問題が残されている。

4. 一般市民として

最後一般市民としては、選挙を通して自分の意志を政治に反映させ、あるいは選任議員やその他の公職に就くことによつて、よりよい社会をつくる力になることができるわけです。

現在、職員以外の主な公取にある婦人の数は、次の表に示す通りで、特に多いのは民生委員兼児童委員、家庭裁判所の調停委員、教育委員などです。現在数不明のもので婦人が比較的多く進出していると思われるものに社会教育委員、児童福祉審議会の委員などが、それらをあわせると、選挙やすいせんによって公取についている婦人の数は、約5万人といわれています。

第2ノ表 公取にある男の数の数

公 取 名	男	女
教 育 委 員 会 の 委 員	34.938	2.160
農 業 委 員 会 の 委 員	165.023	109
人 権 擁 護 委 員	2.644	103
家 族 裁 判 所 調 停 委 員	13.852	2,410
参 事 員	5.025	855
民 生 委 員 兼 児 童 委 員	97.934	25.07
優 生 保 護 審 査 委 員 会 の 委 員	438	30
労 働 局 準 審 議 会 の 委 員	682	23
臨 時 定 額 納 金 の 委 員	664	47

勞働省婦人少年局調

第22表 選挙における投票率と婦人識字率

		投票率%		補選 人 員
		男	女	
衆議院 第27回(昭27.27)		80.0	72.1	8
参議院 第3回(昭28.4.23)		67.7	58.9	15
第2回 地方選挙 (昭26.4)	知事	84.5	80.9	—
	都道府県会議員	84.9	81.3	26
	市区長	84.2	83.9	—
	市区会議員	84.4	84.2	125
	町村長	96.0	95.7	5
	町村会議員	95.9	95.9	544

自治厅選舉部編

各種議員数はカ22表の通りで、男子に比較するとはるかに少ない数です。選挙の投票率についてカ22表にみるように、つねに男子より率が低くつづいています。このため、有権者の数が男子より多いにもかかわらず、投票者の数はつねに男子より低いのです。

そこで、婦人の政治的関心をカ23表とカ24表で見ますと、一般的にいつて関心をもつものが少ないのですが、年齢別には若い層に関心をもつものが多く、20才台と30才台ではほとんど差がありませんが、年齢が高くなるほど、関心がうすらいでおります。また、職場と家庭では、職場婦人の方に、政治への関心を示すものが多くつづいています。

カ23表 政治に対する関心 (百分率 %)

年 令	関心がある	多少関心がある	あまり関心がない	関心がない	合 計
20代	6	40	38	16	100
30代	7	38	34	21	100
40代	6	29	41	24	100
50代	8	20	33	39	100

労働婦人少年局「婦人の市民意識についての調査」

カ24表 いま一番関心をもっているのはどんなことか

	職 場 婦 人	家 庭 婦 人
計	100.0%	100.0%
政治的関心	44.5	30.6
社会的関心	18.0	37.4
関心なし	37.5	32.0

労働婦人少年局「婦人は何を考えられているか」

カ25表 候補者をどのようにして決めたいか

投票者総数	364
自分で決めたい	68%
家族と相談で決めたい	27
すすめられたい	4
無回答	1

労働婦人少年局「農村婦人の生活」

なお、カ25表のように、投票の際には農村では、68%のものが自分で決めたいですが、家族と相談して決めたいものと、すすめられたいというものをあわせると、まだ31%もあることは、婦人の自覚の点で問題となるところでしよう。

このように、いろいろな面で社会とつながっている婦人は、意識の面でまだ問題があるとしても、婦人団体などを通して世論の形成者ともなり、身近な社会をよりよくするために努めたり、選挙を通して国の政治を各自の生活に結びつけておし進めていく役割を果たしています。それは、米価や電気料の値上反対、将飲衛生施設反対などの家庭にわたる問題から、売春をなくすことによつて、婦人の人権をまもり地位を高め、教育環境をよくすること、家族制度復活反対など、憲法や民法の擁護といった、国会を通して婦人の意思を通す必要のある問題にまでつらなつていきます。

さらに、婦人団体のなかには、ひろく国際的なつながりをもつて、世界の婦人と手をたずさえて、婦人の地位の向上や、平和の確立のための活動を展開しているものもみられます。

印刷
行

昭和20年3月29日
昭和20年3月31日

編集
責任人

東京都千代田区大塚町1丁目7番地
労働省 婦人少年局

印刷人

竹生社 中村 國平

印刷所

東京都千代田区代官町